

松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する
条例及び松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関
する条例の一部を改正する条例

(松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条
例の一部改正)

第 1 条 松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関す
る条例（平成 17 年松江市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に
掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第 4 条 松江市は、候補者(前条の届出をした 者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約 の相手方であるポスターの作成を業とする 者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚 当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各 号に掲げる区分に応じ当該各号に定めると ころにより算定した金額を超える場合に は、当該各号に定めるところにより算定し た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成 枚数(当該候補者を通じて、当該選挙におけ るポスター掲示場の数に相当する数の範囲 内のものであることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に 基づき、委員会が確認したものに限る。)を 乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該ポス ターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示 場の数が 500 以下である場合	(公費の支払) 第 4 条 松江市は、候補者(前条の届出をした 者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約 の相手方であるポスターの作成を業とする 者に支払うべき金額のうち、当該契約に基 づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚 当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各 号に掲げる区分に応じ当該各号に定めると ころにより算定した金額を超える場合に は、当該各号に定めるところにより算定し た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成 枚数(当該候補者を通じて、当該選挙におけ るポスター掲示場の数に相当する数の範囲 内のものであることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に 基づき、委員会が確認したものに限る。)を 乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該ポス ターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示 場の数が 500 以下である場合

<u>586 円 88 銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 <u>30 円 73 銭</u>にその 500 を超える数を乗じて得た金額に <u>60 万 9,690 円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	<u>541 円 31 銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 <u>28 円 35 銭</u>にその 500 を超える数を乗じて得た金額に <u>58 万 6,905 円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

(松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成 19 年松江市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第 4 条 松江市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>8 円 38 銭</u>を超える場合には、<u>8 円 38 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者から	(公費の支払) 第 4 条 松江市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u>を超える場合には、<u>7 円 73 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者から

の申請に基づき、委員会が確認したものに 限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし 書に規定する要件に該当する場合に限り、 当該ビラの作成を業とする者からの請求に 基づき、当該ビラの作成を業とする者に対 し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラ を作成する場合の公費負担の限度額は、候 補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用 ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142 条第1項第6号に定める枚数を超える場合 には、同号に定める枚数)を乗じて得た額と する。	の申請に基づき、委員会が確認したものに 限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし 書に規定する要件に該当する場合に限り、 当該ビラの作成を業とする者からの請求に 基づき、当該ビラの作成を業とする者に対 し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラ を作成する場合の公費負担の限度額は、候 補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用 ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142 条第1項第6号に定める枚数を超える場合 には、同号に定める枚数)を乗じて得た額と する。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び松江市議会議員及び松江市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。